

第1編 総論

第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

国の平和と国民の安全を確保するためには、良好な国際協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何より重要である。

このため、本区においては、平和都市宣言を行うとともに、平和祈念事業や国際交流事業などの取組みを行ってきたところであり、今後も基本構想の理念の一つとして位置づけた「人権と平和を尊重する」社会の実現を目指し、これらの取組みについて一層の推進に努めなければならない。

しかし、万一、外部からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合には、区は、区民の生命、身体及び財産を守る必要があることから、この計画を策定するものである。

ついては、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、区の責務、計画の構成等について以下のとおり定める。

1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ

(1) 区の責務

平成16年6月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)が制定され、平成17年3月には国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)が策定された。

区(区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、これらの法令や平成18年3月に策定された東京都の国民の保護に関する計画(以下「都国民保護計画」という。)を踏まえ、目黒区の国民保護に関する計画(以下「区国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、区の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 区国民保護計画の位置づけ

区は、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

(3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画では、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・本区の区域における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・区が実施する国民保護措置に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・上記のほか、区長が必要と認める事項

2 区国民保護計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 区国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 区国民保護計画についての見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、区地域防災計画との調整を図りつつ、広く関係者の意見を求める。

(2) 国民保護計画の変更手続

国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問し、都知事に協議した上で決定するとともに、区議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適切な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等が発生した場合は、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のために必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民はその自発的な意思により、協力するよう努めるものとする。

また、区は防災区民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものである

ことに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

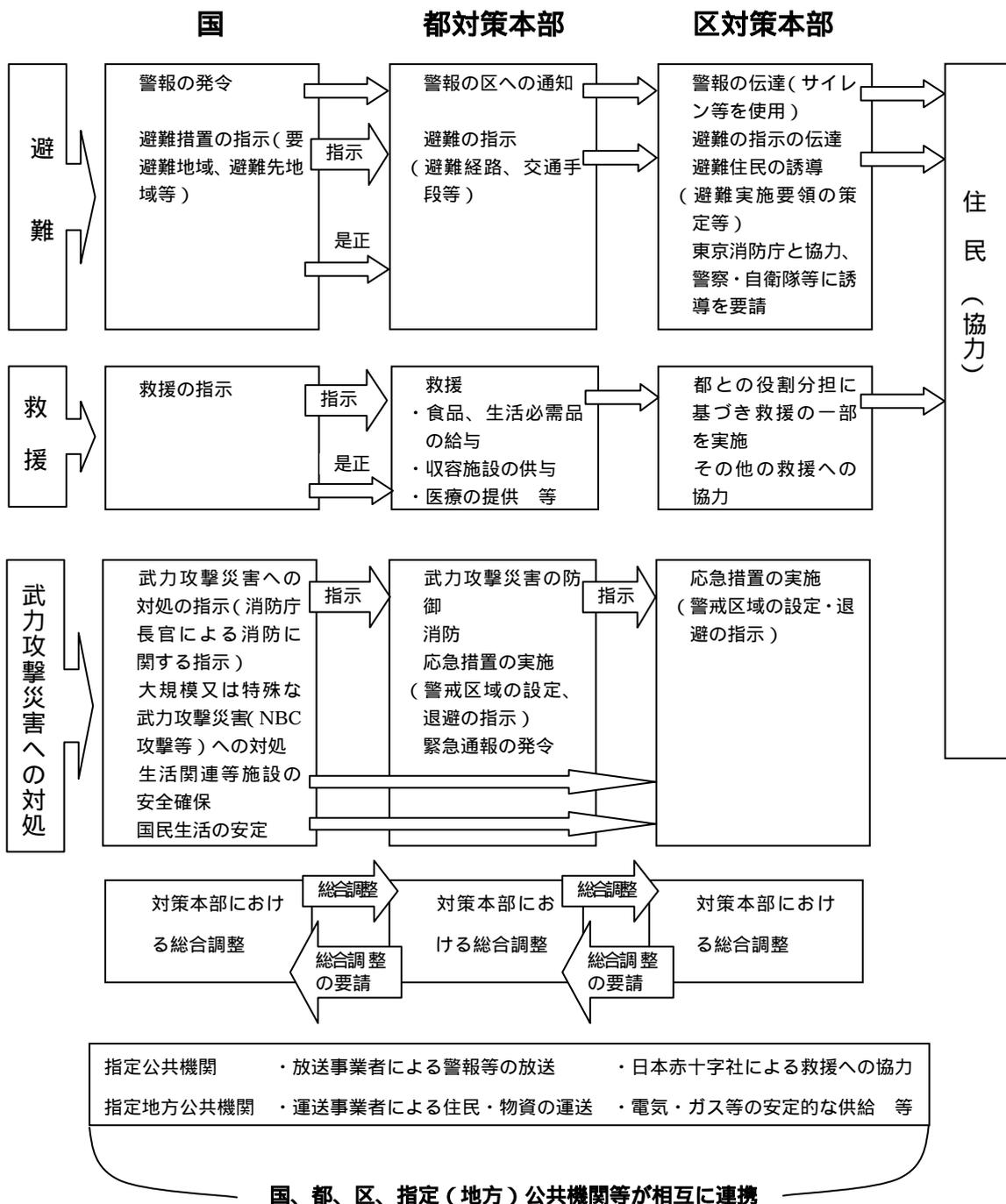
区は、日本に居住し又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する業務の全体像



区の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
目黒区	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

東京都の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の避難住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(都国民保護計画より)

第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴について定める。

(1) 地形

本区は、東京23区の南西部に位置し、渋谷区、品川区、大田区、世田谷区に隣接している。

本区の面積は14.70 km²であり、これは23区全体の2.4%に当たり、23区中16番目の広さとなっている。

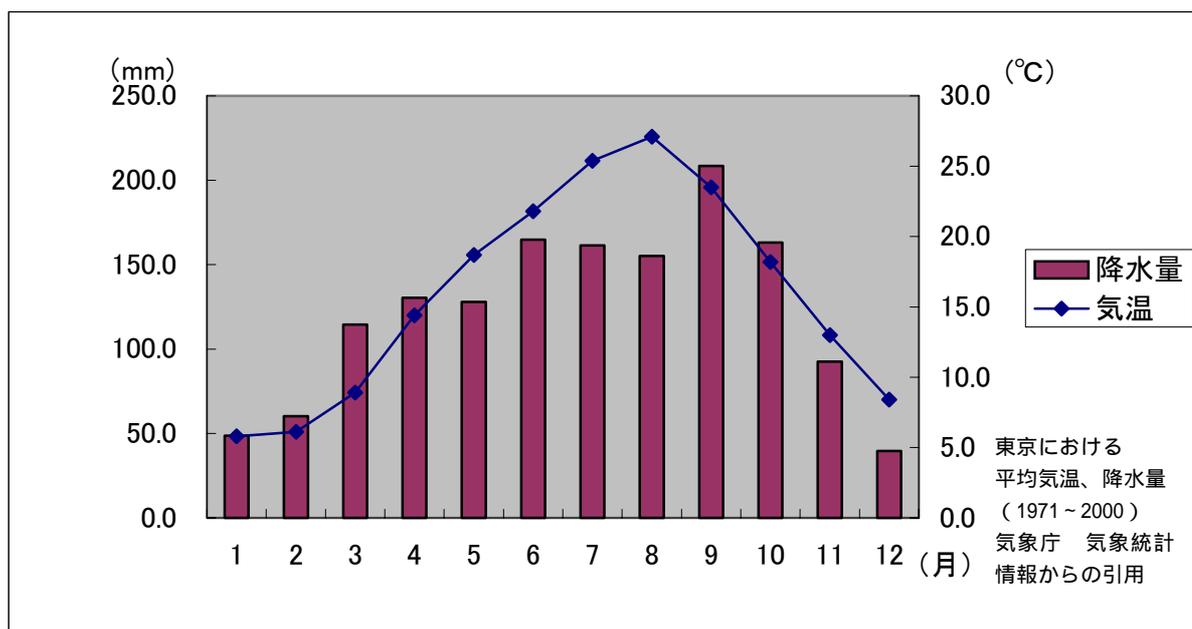
区内は目黒川と呑川の谷が北西から南東に向かい、20～30mのとい状の谷をつくっている。また、これらの谷の支谷が、浅くあるいは深く大地を刻み込み、起伏の多い、坂の多い町をつくっている。区の地形は台地の部分と谷の部分から成り立っている。

台地の部分は「高い台地」と「低い台地」に分けられる。高い台地は区の西南部にある「荏原台」と呼ばれる台地の一部と東北部の「淀橋台」と呼ばれる台地の一部に当たり、その海拔高度は30～45mである。この二つの台地は、かつて、一続きの土地であったと考えられている。この二つの台地の間に、海拔25～32mの台地がある。この台地は「目黒台」と呼ばれている。

なお、がけ・擁壁は目黒川沿いの「淀橋台」と、呑川沿いの「荏原台」に多く、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地も存在する。

(2) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は年平均16度で、近年は「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は、乾燥した12月から2月は少なく、梅雨前線や秋雨・台風の影響を受けやすい6月から10月を中心に多い。



(3) 人口分布

平成17年の国勢調査によると、本区はおよそ26万4千人の人口を擁し、人口密度は1㎥当たりおよそ1万8千人となっている。総じて区北部の東山・大橋一丁目、上目黒五丁目、区東部の中目黒一丁目・四丁目、区中央部の上目黒四丁目・祐天寺・中央町、鷹番地区、区南部の目黒本町・原町地区の人口密度が高くなっている。

65歳以上の高齢者はおよそ4万6千人で、75歳以上の高齢者はおよそ2万2千人、65歳以上の高齢者が全体に占める割合は17.6%となっている。また14歳以下の子どもはおよそ2万4千人、全体に占める割合は9.1%、15歳から64歳までの成人人口はおよそ17万8千人、割合は67.6%となっている。(平成17年国勢調査)

平成12年の国勢調査では、昼間人口は約26万7千人で、夜間人口は約23万9千人となっている。夜間人口に占める昼間人口の指数は112となり、これは都全体の122を下回っている。

昼間人口のうち区外への流出人口はおよそ9万7千人で、通勤者はおよそ85%、区外からの流入人口はおよそ12万4千人、通勤者はおよそ82%となっている。

なお、区内の外国人登録者数は、平成18年10月1日現在、およそ8千人となっている。

(4) 道路、鉄道の位置

本区の道路は、国道が1路線882m、都道が7路線220,72m、区道は331,925mで、その総延長は354,879mとなっている。

主な道路としては、目黒通り(都道312号線)、駒沢通り(都道416号線)が区の中央部を北東から南西にほぼ平行しながら走っている。一方、環状6号線(都道317号線)が区の北部から東部を、環状7号線(都道318号線)が区の西部から南部を、北西から南東にほぼ平行して走っており、区内の幹線道路の骨格を形成している。

このほか、玉川通り(国道246号線)が区北部を走っており、上部は首都高速道路3号線の高架となっている。なお、現在玉川通りと山手通りの交差点付近に、首都高速道路中央環状線の大橋ジャンクションが建設中である。

区内の鉄道は、JRが1路線、私鉄が5路線走っている。東急東横線が区北東部から区南西部へ延びており、東急大井町線と東急目黒線が区南部を、東急田園都市線と京王井の頭線が区北部を走っている。また、JR山手線が区東部を走っている。

一日の乗降客数が多い駅としては、東急東横線・東京メトロ日比谷線の中目黒駅、東急東横線・東急大井町線の自由が丘駅などがある。

1日平均の駅別乗降客数(平成15年度)

線	駅名	乗降客数		計(人)
		定期(人)	定期外(人)	
東横線	中目黒	99,241	65,463	164,704
	祐天寺	16,377	15,089	31,466
	学芸大学	32,318	31,350	63,668
	都立大学	21,526	23,422	44,948
	自由が丘	39,207	44,791	83,998

大井町線	自由が丘	13,363	22,968	36,331
	緑が丘	4,235	4,985	9,220
目黒線	洗足	8,187	7,202	15,389
田園都市線	池尻大橋	27,734	22,468	50,202

(東京急行電鉄(株)資料)

(5) 土地利用

本区の用途地域は、住居系の用途が約8割を占めている。都心に近く、通勤・通学・買物等に便利な良好な住宅地としての土地利用が主体である。

しかし、木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが不足した地域も存在する。このため、目黒本町・原町地区、上目黒・祐天寺地区、駒場地区、五本木地区では、木造住宅の建替え促進、小規模公園の整備など、防災性向上や住環境整備に取り組んできた。

また、区境付近に大学、都立公園等の大規模なオープンスペースが立地している。

(6) 高層建築物

区内には、31mを超える高層建築物が約200棟あり、これらは目黒通り、環状6号線、環状7号線、国道246号線等の幹線道路沿いに多く立地している。さらに、高さ60m以上の超高層建築物が6棟ある。

《高層建築物の現況》

平成16年12月末現在

階層	10階以下	11階	12階	13階	14階	15階以上	合計
棟数	58	46	46	19	15	13	197

《60m以上の高層建築物の現況》

平成16年11月末現在

名称	所在	階層 (地上/地下)	軒高 (m)	延面積 (㎡)
アルコタワー	下目黒 1-8-1	19/3	99	93,214
ウェスティンホテル東京	三田 1-4-1	23/5	85	72,679
恵比寿ガーデンテラス壱番館	三田 1-4-3	32/4	101	50,275
恵比寿ピュータワー	三田 1-4-4	32/3	95	48,061
ソプラタワー	青葉台 3-7-17	20/2	65	14,469
中目黒GT	上目黒 2-1-1	25/3	115	58,313

(7) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、東山二丁目に自衛隊衛生学校があり、隣接の世田谷区内に自衛隊中央病院、防衛省研究本部がある。また、中目黒二丁目に防衛省第一研究所と自衛隊幹部学校が存在する。

(8) 行政区分

本区は地方自治法上、特別区に位置づけられており、都は大都市区域において一体的に処理することが必要と認められる事務を処理し、特別区は都が処理するものを除き、市町村が処理するとされている事務を処理する。このため、特別区は保健所設置や生活保護事務、清掃などの事務を行っているが、一般の市が行う事務のうち、上下水道や消防などの事務は都が一体的に管理している。

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

*N：核（物質）Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、区国民保護計画では都国民保護計画で想定されている以下の4類型を対象とする。

着上陸侵攻

（多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃）

◀特徴▶

船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標になりやすい。

武力攻撃予測事態において、住民の避難を行うことも想定される。

国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

◀留意点▶

事前の準備が可能であり、先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。

避難生活が長期にわたることも想定されることから、食品等救援物資が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制を整備する必要がある。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

（比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃）

◀特徴▶

突発的に被害が発生することも考えられる。

NBC兵器やダーティーボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）が使用されることも想定される。

◀留意点▶

武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要となる。

弾道ミサイル攻撃

（弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃）

◀特徴▶

発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。

弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

◀留意点▶

当初は屋内への避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難を指示する。

事態の推移、被害の状況に応じ、他の安全な地域へ避難する。

航空攻撃

(爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃)

◀特徴▶

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。

都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

◀留意点▶

攻撃の目標地を限定せずに、屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。

屋内への避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難する。

事態の推移、被害の状況に応じ、他の安全な地域へ避難する。

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

区国民保護計画では、都国民保護計画で想定されている以下の4類型を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティーボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

3 N B C を使用した攻撃

(1) 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(＊)や中性子誘導放射能(**)による残留放射線によって生じる。

放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくや、これを吸飲したり、放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって外部被ばくを抑制するほか、口や鼻を汚染されていないハンカチ、タオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤(***)の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

(2) 生物兵器

人に知られず散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、被害が拡大している可能性がある。

生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。

(3) 化学兵器

化学テロは、駅、公共施設・建物等の特定の施設や電車、船舶等の比較的狭い範囲を狙い、負傷者と汚染を発生させてパニックを誘発させる。

一般的に化学剤は、風下方向に拡散し、空気よりも重いサリン等の神経剤は下をほううように広がる。

化学兵器としては一般的に、サリン、VX ガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

避難する際には、市販のマスクや水を濡らしたハンカチ等を使用し、直ちにその場から離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または風上の高台などに避難することが必要である。

(＊)【放射性降下物】

爆発時に生じた放射能をもった灰

(**)【中性子誘導放射能】

物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

(***)【安定ヨウ素剤】

放射能事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素

